

ふるさと御坊プロモーション媒体作成業務委託 プロポーザル実施要領

1 契約概要

(1) 委託業務名

ふるさと御坊プロモーション媒体作成業務委託

(2) 業務の目的

御坊市は、温暖な気候と自然環境に恵まれ、歴史・文化が息づくまちであり、御坊市の地域資源（“ヒト＝「御坊市で活躍する人」”、“モノ＝「御坊市の魅力的な産品」”、“コト＝「御坊市で体験できる素敵なこと」”）を広く発信するために、各種製作物により御坊市の魅力をプロモーションすることを目的とする。

(3) 委託内容

別添の「ふるさと御坊プロモーション媒体作成業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、受託候補者を選定するために企画提案書の提出を受け、その内容を審査し御坊市が委託業者を選定する。

2 見積限度額（予定価格）

5, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本業務に係る企画提案に参加できるものは、次の要件をみたすものであること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 市（町村）税及び御坊市が行う貸付金を滞納若しくは遅延していないこと。
- (4) 過去5年間に於いて、官公庁が発注した同種の業務委託契約実績（類似業務を含む）を有すること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定に該当していないこと。

4 プロポーザル参加申請書、企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申請書（別紙様式）

イ 企画提案書（任意様式） 10部

（ア）本業務の推進体制

（イ）工程表

（ウ）本業務と同種の業務実績（別紙様式に記載し、契約書の写しを添付すること）

（エ）本業務を受託した場合の実務担当者の経歴及び実績

（オ）その他、（ア）～（エ）に掲げるもののほか、本業務に関連する提案（任意）

ウ カタログデザイン案（返礼品紹介ページ 2ページ） 10部

返礼品の魅力（生産者の顔、こだわり、返礼品の品質等）が寄附者に伝わる紙面デザイン案を作成する。

（ア）サイズ A5版2ページ

（イ）構成 1ページ目：ピックアップ返礼品（1種類）

2ページ目：通常の返礼品（3種類）

デザイン案の作成にあたり、以下の素材を御坊市より提供するものとする。

御坊市より提供する素材

（ア）写真（1返礼品につき3枚）

（イ）返礼品の詳細（名称、出品事業者、紹介文、内容量）

なお、提供する素材は全てを使用する必要はなく、紹介文等も適宜修正を行うことも可とする。また、過去に本業務に類似する業務を御坊市より受託している場合においてはその成果物を代替とすることも可とする。

エ 見積書（別紙様式）

オ 会社概要（任意様式）

カ その他（御坊市入札参加者登録に登録されていない方は提出すること）

（ア）登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

（イ）誓約書（別紙様式）

（ウ）市（町村）税完納証明書（本社所在市町村）

（エ）御坊市が行う貸付金（御坊市住宅新築資金等貸付金）償還状況調査承諾書（別紙様式）

（注）個人事業主の場合は、（イ）、（ウ）、（エ）を提出すること。

(2) 提出部数 上記ア、エ、オ、カについては1部。イ、ウについては10部

(3) 提出期限 令和7年4月9日（水）17時00分（必着）

(4) 受付時間 月曜日から金曜日（祝日を除く）9時00分～17時00分まで

(5) 提出場所 〒644-8686 御坊市藺350番地-2

御坊市役所 企画政策部 企画政策課

TEL 0738-23-5518

FAX 0738-24-2121

Email kikaku@city.gobo.lg.jp

(6) 提出方法 持参又は郵送とする。なお郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。

(7) 提出制限 企画提案書は、1提案者について1件を限度とする。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和7年4月2日(水)17時00分まで(必着)

(2) 質問方法 任意様式によりメールでのみ受け付ける。

(3) 電子メールアドレス kikaku@city.gobo.lg.jp

(4) 回答方法 企画提案に関する質問については、Q&A形式で御坊市のホームページで公表する。それ以外の質問については、個別にメールにて回答する。

6 プロポーザル参加資格確認通知書の送付

(1) 提出された書類により参加資格の確認を行い、通知書を送付する。

(2) 送付予定日 令和7年4月11日(金)

7 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、「8 評価項目」に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者(以下「受託候補者」という。)として特定する。

なお、プロポーザル参加者が1者の場合、プレゼンテーション及びヒアリング後、審査委員会で協議した上で、受託候補者として特定する。

(2) 開催日時及び場所等

ア、実施内容 企画提案説明は30分以内とする。その後、必要に応じて質疑応答を行う。

イ、開催日時 参加資格確認通知書により通知する。
令和7年4月21日(月)から4月25日(金)までのいずれかの日程で実施予定

ウ、開催場所 御坊市藺350番地-2 御坊市役所4階会議室
ただし、正式な日時、開催場所については、プロポーザル参加資格確認通知書にて通知する。

エ、実施上の注意

(ア) プレゼンテーション会場への入場は、5名までとする。

(イ) マイク、スクリーンは当市が用意する。その他必要となる機器（パソコン等）については提案者で準備すること。なお、パソコン以外の機器を使用するときは事前に連絡し当市担当者の確認を受けること。

(3) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル審査結果通知書（令和7年5月2日（金）送付予定）により通知する。

8 評価項目

プロポーザルは次の項目に基づき評価する。

(1) 企画提案の内容

- ア、業務内容の理解度、企画力
- イ、デザイン
- ウ、組織体制、機動性
- エ、価格の妥当性
- オ、業務実績

(2) プレゼンテーション等の内容

- カ、表現力、説得力
- キ、取組み姿勢及び意欲

9 日程

募集開始	令和7年3月26日（水）（予定）
質問受付期限	令和7年4月 2日（水）17時00分まで
参加申請書、企画提案書等受付期限	令和7年4月 9日（水）17時00分まで
参加資格確認通知書	令和7年4月11日（金）（予定）
企画提案評価、プレゼンテーション	令和7年4月21日（月）から4月25日（金）までのいずれか1日（予定）
結果通知	令和7年5月 2日（金）（予定）
契約締結	令和7年5月10日（金）（予定）

10 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に見積書の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの

- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 見積書の金額が、見積限度額（予定価格）を超過したもの

11 契約に関する事項

- (1) 前払い金制度 適用しない
- (2) 部分払い制度 応相談
- (3) 契約保証金 不要である
- (4) 契約書作成の要否 必要である

12 その他留意事項

- (1) 複数の提案者が共同でプロポーザルに参加することは認めない。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出書類は返却しないとともに、受託候補者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (6) 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。
- (7) 審査の結果については、本市のホームページ上で公表する予定とする。また、最優秀提案者と次点提案者は、企業名も公表します。
- (8) 本市ホームページで公表する審査結果以外の審査に関する内容についての問合せは、受け付けません。
- (9) 審査結果に対する異議申し立ては、受け付けません。